

4. 教育行政について

- ①義務教育段階における教育課程のあり方について
- ②公立通信制高校について

これまで学校現場における過重労働が県議会をはじめ様々な場で取り上げられてきましたが、その一因はカリキュラム・オーバーロードにあると私は考えています。

カリキュラム・オーバーロードとは、教育課程における授業内容が過剰に詰め込まれている状態を指し、その結果、児童生徒や教職員に過度な物理的・精神的な負担がかかることがあります。「教える内容が多すぎる」という声が多く教職員から挙がっています。

具体例として小学校5・6年生の算数の内容の多さを取り上げながら、次期学習指導要領の内容精選や標準授業数の削減が、国の対処すべき喫緊の課題だと考え、義務教育段階における教育課程のあり方について教育長の見解を質問しました。

私の前回の議会報告（2025年秋号）でも触れましたが、全国的に通信制高校に通う生徒が増えています。2025年度の学校基本調査速報値によると、通信制高校の生徒の割合は高校生全体の9.6%、約10人に1人が通信制高校に通っていることになります。全日制高校の生徒数が減少する中で、通信制高校の生徒数は増加し続けています。

県内唯一の公立通信制高校である爽風館高校を選択する生徒も増え、今でも生徒数の増加に苦慮していることをふまえ通信制高校の新設を含め、公立通信制高校のあり方について教育長に質問しました。



原田の思い…

不登校児童生徒の増加や通信制高校を選ぶ生徒の増加は、既存の教育の仕組みに対するアンチテーゼの一つではないかと私は思います。

いろいろな児童生徒がいて、いろいろな教育の仕組みがあっていいのではないかと私は考えます。

みなさんはどう思いますか…



5. カスタマーハラスメントについて

- ①県職員等に対するカスタマーハラスメントについて
- ②カスタマーハラスメント防止に向けた取り組みについて

2019年の労働施策総合推進法の改正では、職場におけるパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じることを事業主に義務付ける規定を追加。さらに昨年の改正では職場におけるカスタマーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じることを事業主に義務付ける規定も追加されました。

このような状況を受けて、県知事部局は昨年1月、県教育委員会は8月にそれぞれ「カスタマー・ハラスメント対応マニュアル」を作成しました。

そこで、県職員及び教職員に対するカスタマーハラスメントについて、防止策や対応策についてどのように取り組んでいくのか、総務部長と教育長に質問しました。



昨春、東京都、北海道、群馬県において、全国で初めて、カスタマーハラスメントの防止に特化した条例が施行されました。

東京都では「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」に基づき、「カスタマー・ハラスメントの防止に関する指針（ガイドライン）」を策定しています。

大分県においても、カスタマーハラスメント防止条例の制定が必要であると考え質問しました。

私が所属しています県民クラブもHPを開設していますので御覧下さい。

大分県議会 県民クラブ

検索

<https://kenmin-club.com/>

